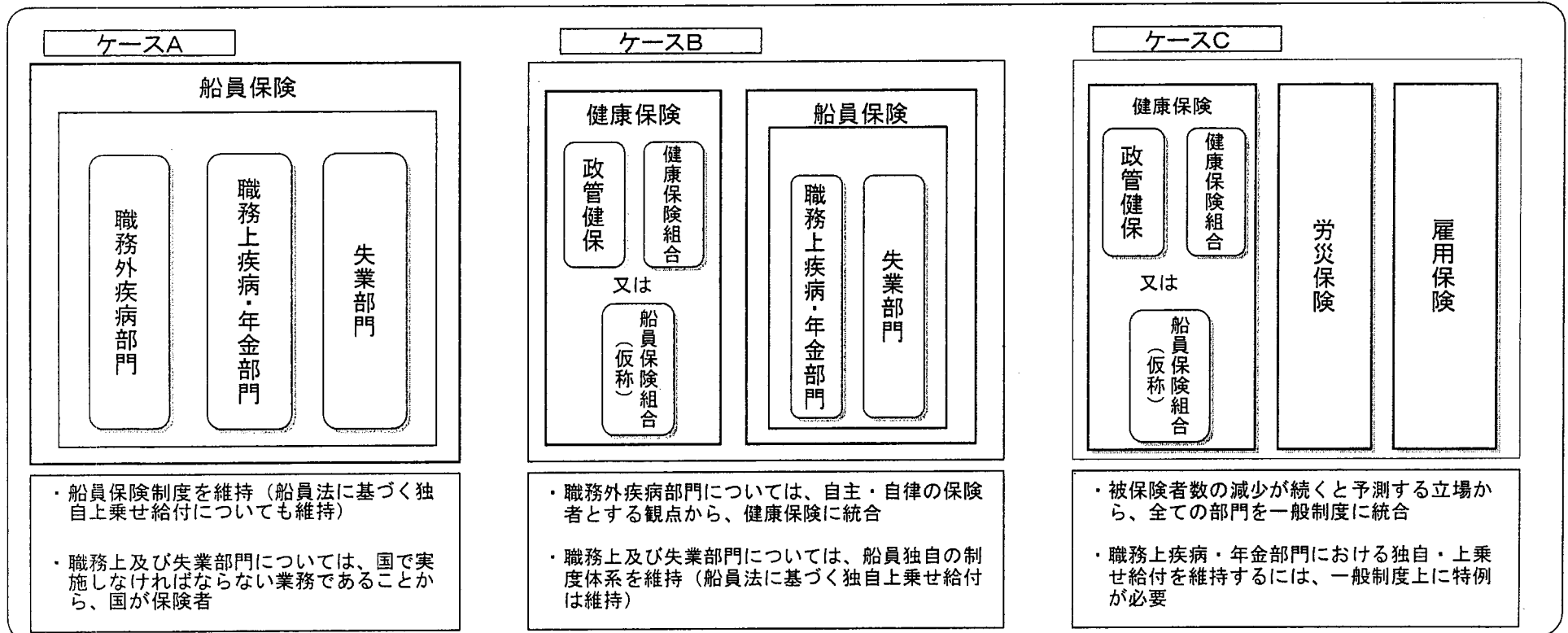
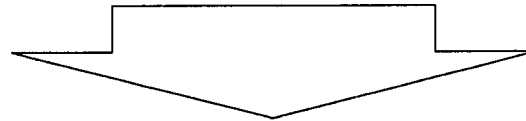
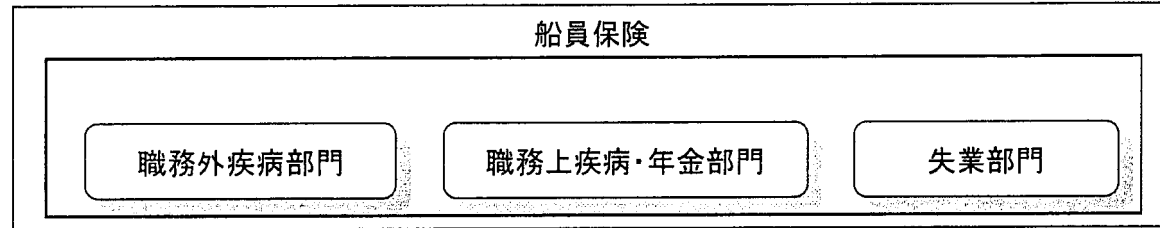


# 船員に対する保険制度の仕組みについて(イメージ)

現 行



## 船員に対する保険制度の仕組みについて

### ケース A（現行制度を基本とするケース）

ケース設定の基本的な考え方	○船員保険制度は、職務外疾病部門、職務上及び失業部門をもつ総合保険であり、総合保険のメリットを引き続き活かしていく観点から、船員保険制度の体系を現行の形で維持存続してはどうか
船員に対する独自・上乘せ給付の取り扱い	○ILO条約等との関係から現行の形を基本に実施すべきではないか
社会保険庁改革との関係	<p>○社会保険庁の組織の見直しが行われることを踏まえ、船員保険の実施組織をどうするのか</p> <p>○船員保険事業の中には国が実施しなければならない業務があることから、引き続き国が保険者として実施すべきではないか</p> <p>○これまでと別の組織で実施されることが考えられるところであり、事務の円滑な継承を図るとともに、利用者の利便を低下させないようにする必要があるのではないか</p> <p>○適用・徴収業務については、厚生年金と一体的に行うことが効率的であることから、政管健保と同様、年金組織において実施してはどうか</p>
財政の安定性	○被保険者数の減少に歯止めがかからない場合、将来的に安定した事業運営が困難となるおそれがあるのではないか
留意事項	

ケースB（職務外疾病部門を一般制度に統合するケース）

<p>ケース設定の基本的な考え方</p>	<p>○職務外疾病部門について、保険者機能の発揮が期待される自主・自律の保険者とする観点から、船員保険法から切り離し、健康保険に統合してはどうか</p> <p>○職務上及び失業部門については、船員の特殊性に即した独自の給付体系を維持する観点から、現行の制度体系を基本とすることとしてはどうか</p>
<p>船員に対する独自・上乘せ給付の取り扱い</p>	<p>○職務外疾病部門については、一般制度に統合することから、一般制度並びの給付を基本としてはどうか</p> <p>○職務外疾病部門の独自・上乘せ給付（下船後3月の療養給付を含む）を実施するのであれば、一般被保険者とは別の体系により事業を実施する形も考えられるのではないか</p> <p>○職務上及び失業部門については、ILO条約等との関係から現行の形を基本に実施すべきではないか</p>
<p>社会保険庁改革との関係</p>	<p>○職務外疾病部門について、一般被保険者とは別の体系により事業を実施する場合、現行の船員保険と同様の加入義務を課した公法人（「船員保険組合」（仮称））を保険者とする形も考えられるのではないか</p> <p>○職務上及び失業部門については、国が実施しなければならない業務であることから、引き続き国が保険者として実施すべきではないか。また、この場合の実施組織をどうするか</p> <p>○これまでと別の組織で実施されることが考えられるところであり、事務の円滑な継承を図るとともに、利用者の利便を低下させないようにする必要があるのではないか</p>
<p>財政の安定性</p>	<p>○職務上及び失業部門については、被保険者数の減少に歯止めがかからない場合、将来的に安定した事業運営が困難となるおそれがあるのではないか</p>
<p>留意事項</p>	<p>○職務外疾病部門において、政管健保の被保険者となる船員については、都道府県単位での保険料率が適用されることとなる</p>

ケースC（全ての部門を一般制度に統合するケース）

<p>ケース設定の基本的な考え方</p>	<p>○被保険者の減少が続くとの立場から、全ての部門について独立した制度として事業を運営することが困難となる前に一般制度に統合してはどうか</p>
<p>船員に対する独自・上乘せ給付の取り扱い</p>	<p>○職務外疾病部門については、一般制度に統合することから、一般制度並びの給付を基本としてはどうか</p> <p>○職務外疾病部門の独自・上乘せ給付（下船後3月の療養給付を含む）を実施するのであれば、一般被保険者とは別の体系により事業を実施する形も考えられるのではないか</p> <p>○職務上及び失業部門の独自・上乘せ給付についても、ILO条約等の内容と一般制度の給付水準を踏まえて、その取扱いを議論・整理する必要があるのではないか</p> <p>○また、独自・上乘せ給付を実施する場合には、一般制度法に特例を定める必要があるのではないか</p>
<p>社会保険庁改革との関係</p>	<p>○職務外疾病部門について、一般被保険者とは別の体系により事業を実施する場合、船員保険組合（仮称）を保険者とする形も考えられるのではないか</p> <p>○全ての部門が社会保険庁から切り離され、これまでと別の組織で実施されることとなることから、事務の円滑な継承を図るとともに、利用者の利便を低下させないようにする必要があるのではないか</p>
<p>財政の安定性</p>	<p>○現在よりも長期的に安定した財政運営が期待できるのではないか</p>
<p>留意事項</p>	<p>○船員に対する災害補償は船員法に規定されており、労働基準法に基づく災害補償を行う労災保険制度で対応することが可能か</p> <p>○職務上年金部門を統合する場合、積立金と積立不足額の取扱いについて整理が必要となるのではないか</p> <p>○職務外疾病部門において、政管健保被保険者となる船員については、都道府県単位での保険料率が適用されることとなる</p>

## 船員保険の福祉事業の今後の在り方に関する論点について

福祉事業については、次のような論点について整理する必要があるのではないか。

### ○論 点

- ✚ 廃止・縮小を検討すべき事業はないか
- ✚ 福祉事業の枠組みを離れて実施することが適当な事業はないのか
- ✚ 一般制度に統合する場合、一般制度における事業との整理が必要となるのではないか
- ✚ 福祉施設等については、国が実施する必要性がなくなっているのではないか（一般制度においては、福祉施設等は廃止・売却）
- ✚ 現在保有している福祉施設等の整理を行う場合には、どのような整理方針とするのか
- ✚ 福祉事業に係る費用負担の在り方をどのように考えるのか

## 福祉事業の平成17年度予算額と保険料率換算

※保険料1%当たり約3億円として計算している

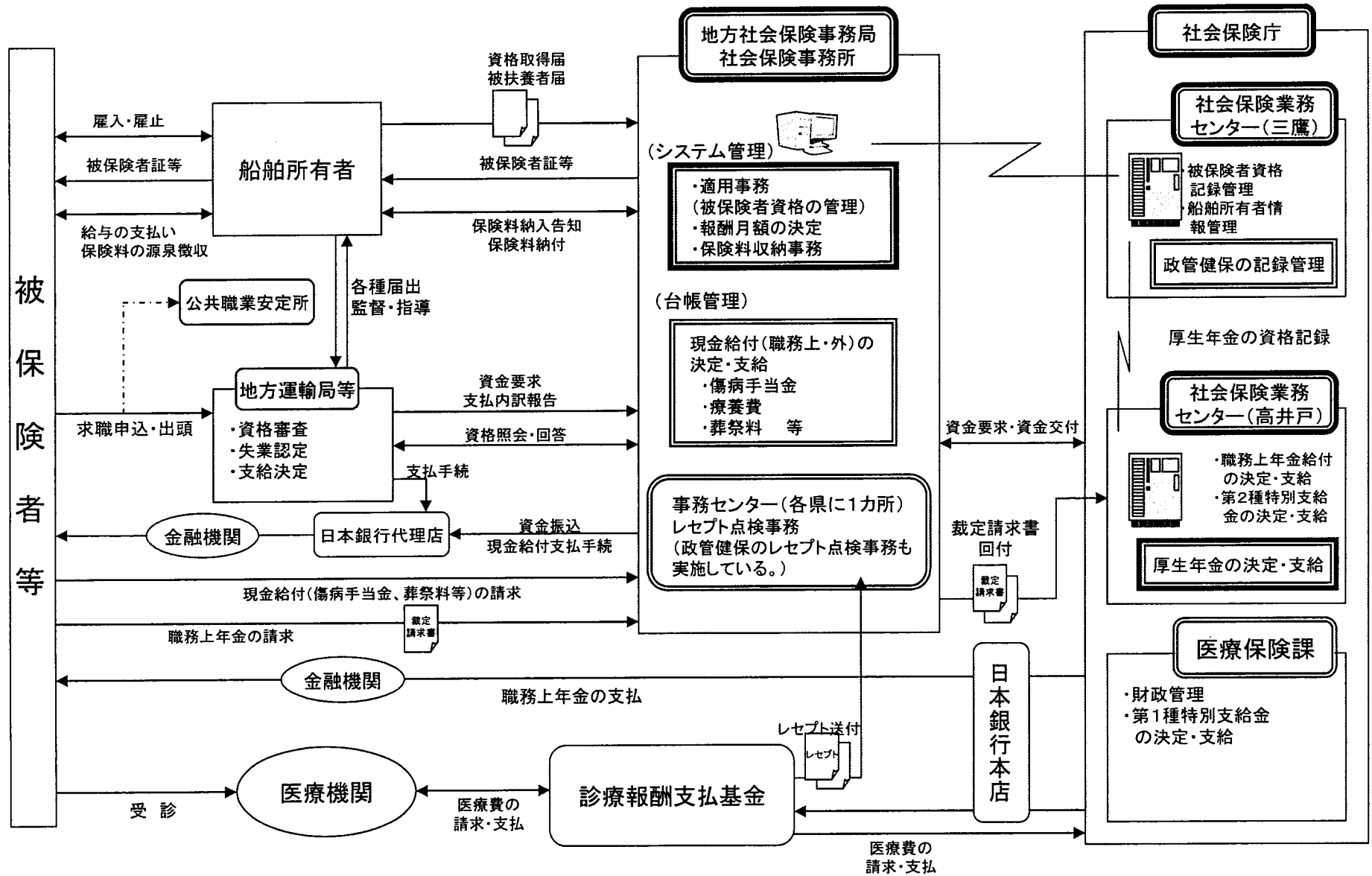
<b>1. 特別支給金の支給</b>	7.6%	(2,281,442千円)
<b>2. 保養施設等の運営</b>	2.5%	(744,321千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保養所、福祉センター</li> <li>・ 病院、診療所、健康管理センター</li> </ul>		
<b>3. 中高年齢者疾病予防検査の実施</b>	1.2%	(374,590千円)
<b>4. 災害の防止</b>	0.2%	(52,393千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員災害防止協会への補助 (50,275千円)</li> <li>・ 衛生担当者講習会の開催 (2,118千円)</li> </ul>		
<b>5. 病気・けがの治療</b>	0.1%	(31,285千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線医療センターの運営 (9,584千円)</li> <li>・ 洋上救急医療の援護 (21,701千円)</li> </ul>		
<b>6. 遺族・障害者の援護</b>	0.5%	(137,296千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学等援護費の支給 (110,437千円)</li> <li>・ 整形外科療養の実施、脊髄損傷患者の介護 (26,859千円)</li> </ul>		
<b>7. 船員の雇用安定</b>	1.1%	(320,797千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本船員福利雇用促進センターへの補助 (284,360千円)</li> <li>・ 未払賃金立替払い (22,000千円)</li> <li>・ 移転費の支給 (14,238千円)</li> <li>・ 就職促進手当の支給 (199千円)</li> </ul>		
<b>8. 相談、家族等の援護</b>	0.05%	(13,603千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡回相談事業 (5,518千円)</li> <li>・ 高額医療費貸付事業 (7,294千円)</li> <li>・ 出産費貸付事業 (791千円)</li> </ul>		
<b>9. 広報活動</b>	0.1%	(30,798千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員保険講習会の開催</li> </ul>		

職務外疾病部門

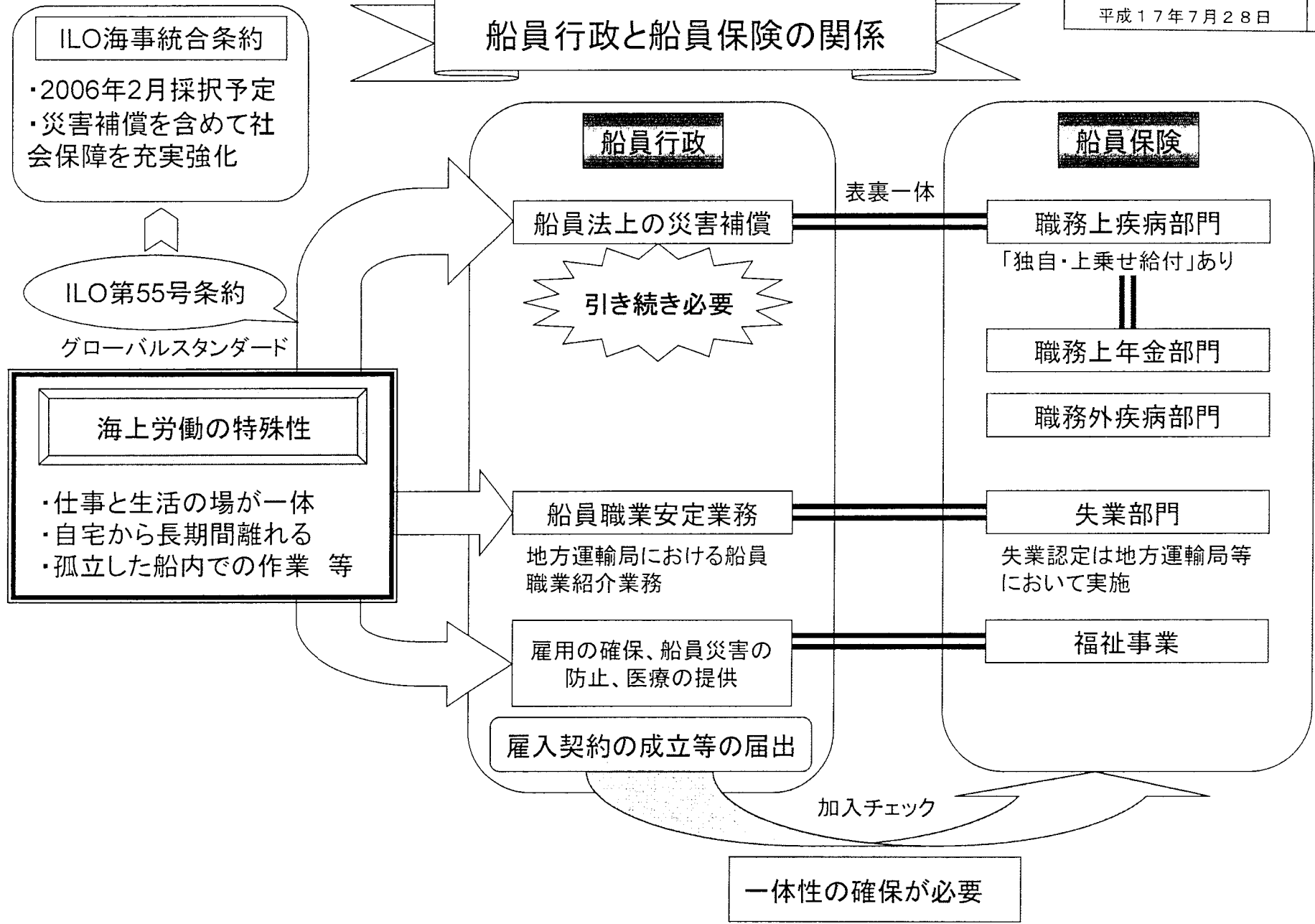
職務上疾病・年金部門

失業部門

船員保険の事務処理の流れ(現行)



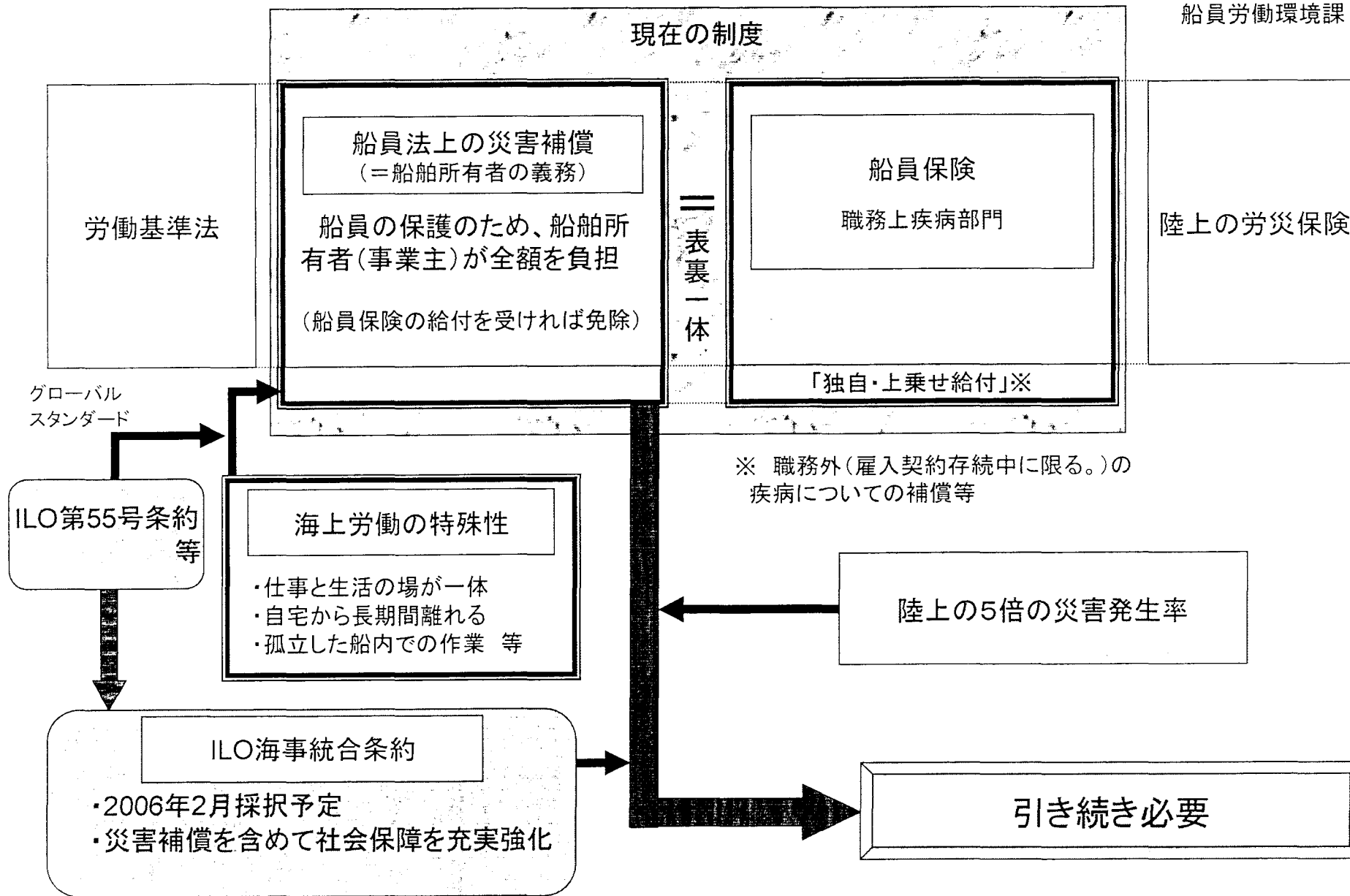
# 船員行政と船員保険の関係





# 船員の災害補償について

平成17年7月  
国土交通省海事局  
船員労働環境課



経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005  
(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定) について

第 2 章 「小さくて効率的な政府」のための 3 つの変革

2. 仕事の流れを変える

(3) 予算制度改革

(特別会計の改革)

特別会計の改革を継続・強化するために、以下の取組を行う。

- ①関係府省は「基本方針 2004」に基づいて作成された改革方針を着実に実施する。加えて、財務省は、関係府省とともに、各特別会計の性格に応じ、長期的財務の健全性に配慮しつつ、事務事業の存廃や区分経理の必要性まで踏み込んだ見直しを継続し、定期的に経済財政諮問会議に報告する。
- ②特定財源の在り方について、それぞれの財源の性格や資源の適正配分の観点等も含め、引き続き総合的に検討し、重点強化期間内を目途に基本的方向性を明らかにする。

第 3 章 新しい躍動の時代を実現するための取組—少子高齢化とグローバル化を乗り切る—

3. 持続的な社会保障制度の構築

(社会保険庁改革)

社会保険庁改革について、以下の対応を行う。

- ①現行の社会保険庁を存続することなく、政管健保については、その運営を国から切り離し、全国単位の公法人を設立する方向とし、公的年金については、組織、機能等について抜本的に改革を行った新たな政府組織による運営とする。
- ②具体的には、市場化テストの実施等外部委託の拡大による大幅な人員削減、民間企業的な人事・処遇の導入、地方組織の抜本的見直し、意志決定の場や監査部門への外部専門家の参画や外部民間による監査を実現する。
- ③新組織の名称・法令上の位置付け等、より具体的な姿を平成 17 年度中に決定し、関連法案を次期通常国会に提出するとともに、新組織の発足後も、収納率等の状況を総合的に評価し、組織形態を含め全般を見直しながら、継続的に改革を進める。